

[児童名]

[生年月日] 年 月 日 [第一希望園]

[入所希望月] 年 月

藤沢市保育所入所選考基準

記入日 年 月 日

① 基礎点数

類型	細目	点数	父	母
居宅外就労 [外勤・居宅外自営]	月140時間以上、働いている(例 週5日以上かつ1日7時間以上)	10		
	月112時間以上、働いている(例 週4日以上かつ1日7時間以上、もしくは週5日以上かつ1日6時間以上)	9		
	月64時間以上、働いている(例 週4日以上かつ1日4時間以上)	8		
	上記以外の状況で働いている	7		
	月140時間以上の仕事に、内定している(例 週5日以上かつ1日7時間以上)	6		
	月64時間以上の仕事に、内定している(例 週4日以上かつ1日4時間以上)	5		
	上記以外の状況で内定している	4		
居宅内就労 [仕事内容が居宅内中心・農業]	月140時間以上、働いている(例 週5日以上かつ1日7時間以上)	9		
	月112時間以上、働いている(例 週4日以上かつ1日7時間以上、もしくは週5日以上かつ1日6時間以上)	8		
	月64時間以上、働いている(例 週4日以上かつ1日4時間以上)	7		
	上記以外の状況で働いている	6		
	月140時間以上の仕事に、内定している(例 週5日以上かつ1日7時間以上)	5		
	月64時間以上の仕事に、内定している(例 週4日以上かつ1日4時間以上)	4		
就学	職業訓練校、専門学校、大学などに通っている	※		
求職中	求職活動のため、日中、外出している	3		
出産	出産日又は出産予定日の前後の期間にあって、準備又は休養を要する	9		
疾病、負傷	疾病、負傷により、保育が完全に不可能な場合	12		
	疾病、負傷により、日中常時の保育が困難な場合	10		
	疾病、負傷により、保育が部分的に困難な場合	8		
心身の障がい	身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1～3級、療育手帳の交付を受けていて、常時保育が困難な場合	10		
	身体障がい者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合	8		
	身体障がい者手帳4級以下の交付を受けていて、保育が困難な場合	7		
親族の介護、看護	親族の介護・看護にあたっていて、保育が困難な場合	※		
災害復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により、その復旧に当たっている場合	12		
ひとり親世帯	ひとり親世帯で、保育施設入所により自立の促進が図られると判断した場合	11		
その他	児童福祉の観点から、特に保育施設入所の必要性が高いと判断した場合	12		

基礎点数(加算・減算項目)

条件	点数
① 児童相談所からの要請、または児童に対する保育の必要性が、福祉事務所や関係機関等で確認された場合	+1～3
② 生活保護を受給しており、就労等を行うことにより自立の促進が図られると判断した場合	+1
③ 審査対象の待機期間が6ヶ月以上の場合(6ヶ月単位で1加算)	+1～
④ 藤沢ベビーセンター、ときわぎ保育園2歳コース、湘南台つぼみ、第2湘南まるめろ保育園を卒園する児童が引き続き、保育施設入所を希望する場合	+5
⑤ 地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業)を卒園する児童が引き続き、保育施設入所を希望する場合	+5
⑥ 既にきょうだいが入所している場合(同一の保育施設に限る)	+2
⑦ 3人以上のきょうだいが同時に希望する場合	+2
⑧ 以前に利用していた児童が産休・育児休業を理由に退所した後、再度同じ保育施設を希望する場合	+2
⑨ 理由なく過去6ヶ月分以上の保育料を滞納している場合(6ヶ月単位で1減算)	-1～
⑩ 市内の認可保育施設または幼稚園で、保育士または幼稚園教諭として就労(内定含む)している場合(転園申請は除く)	+6
⑪ 市内の藤沢型認定保育施設等の保育士として就労(内定含む)している場合(転園申請は除く)	+2
⑫ 在勤要件での申込み(市外在住者に適用・ただし、市内認可保育施設等の保育士等は除く)	-8

- 基礎点数 ※ は、居宅外就労の項目に即した点数とする
- 就労の時間については、実働時間でみる
- 基礎点数「加算・減算項目」⑧は対象児童を含む申込み児童すべてに加算される
- 書類の未提出等、申込書に不備があった場合は、審査対象にはならない

② 優先順位

	優先	要件	父	母
高 ↑ ↑	A	災害		
	B	その他		
	C	ひとり親		
	D	疾病・障がい		
	E	出産		
↓ ↓ 低	F	居宅外就労		
	G	介護・看護		
	H	居宅内就労		
	I	就学		
	J	居宅外・居宅内就労(内定)		
	K	求職中		

③ 調整項目

番号	状況	点数	
1	2人以上の兄弟姉妹が同時に希望する場合。	1	
2	双子・3つ子等(多胎児)が同時に希望する場合。	2	
3	申込み児童を認可外保育施設(託児所を除く・企業主導型保育事業の場合は地域枠利用に限る)や、ベビーシッター(協会に登録している者)へ有償(月額)で預けている。一時保育(週5日以内)での利用は含まない。(※育休中は除く)	4	
4	申込み児童を上記3を除く施設等に預けている。認可保育施設や同居の親族は含まない。(※育休中は除く)	2	
5	住民税(税額控除を除く)が非課税世帯である。	1	
6	生計を一にしている子どもが3人以上の世帯。	1	
7	身体障がい者手帳(3級以上)、療育手帳もしくは精神障がい者保健福祉手帳の交付、または要介護認定3.4.5(在宅介護に限る)を受けている同居の家族(申込み児童、保護者を除く)がいる世帯。	2	
8	両親どちらかが長期入院や単身赴任等で昼夜問わずに不在。	2	
9	産休・育休明けの復職。	1	
10	生計中心者が失業・倒産等により、生計維持のため就労を要するとき。	2	
11	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合。	3	
12	生活保護からの自立世帯。(審査日より1年以内に生活保護廃止となった世帯)	1	
13	現在の勤務先で入所後に勤務時間・日数が増えることが確約されている場合。(現在の勤務状態が月140時間以上の世帯は除く)	1	

ひとり親世帯	ひとり親要件以外の基礎点数(加算減算項目を除く)	3~12	
父母世帯	もう1人の父母の基礎点数(加算減算項目を除く)	3~12	

上記項目の点数が並んだ場合は次の順に判断をします。

①所得がより低い世帯 ②認可外保育施設等に預けている期間が長い世帯 ③入所待機期間の長い世帯

● 選考方法

希望順位(第1希望~)からによる判定をせず、各保育施設の希望者の中で入所優先度の高い方を選考する。(第5希望であっても、第1希望の方より優先度が高ければ選考される)

「①入所選考基準(基礎点数)+加算減算項目」→「②優先順位」→「③調整項目」の順に判断

- ①入所選考基準(基礎点数)+加算減算項目 … 父母どちらか低い方の点数
- ②優先順位 … 父・母どちらかの点数の高い方のA~Kの保育ができない状況
- ③調整項目 … ②優先順位も同一の場合、調整項目により判断

※点数の差がついた段階で、決定とする。

● 審査基準日は申込み締切日とする。

● 転園については、転居・きょうだいが別々に入所している等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として入所後6ヶ月間はできない。(申請については入所の翌月から可能)

● 入所について、保育士の加配等が必要と判断される児童は、この選考基準をもとに別途選考する。

また、認可保育施設の体制によっては選考基準により優先順位が高い場合においても、受け入れが不可能な場合がある。

● 複数の施設を申し込んでいて、いずれかの施設で内定となった場合は、他施設への申込みの効力はなくなる(市外含む)。

● 内定の辞退があった場合、辞退した施設だけではなく、申し込んだ全ての施設について取り下げ扱いとする。

辞退後に入所を希望する場合は再度申込みの必要があり、辞退した希望月の翌月から選考対象の新規申込み扱いとする。

内定辞退後、6ヶ月間は継続して申し込んでいる方を優先とする。